

千葉県道路台帳データ整備実施要領 (マスターコード編)

令和8年4月

千葉県県土整備部道路環境課

目 次

第1章 区間マスタ	2
第2章 橋梁マスタ	14
第3章 トンネルマスタ	24
第4章 踏切マスタ	33

第1章 道路台帳マスタ

(趣旨)

- 第1条 道路台帳マスタは、道路台帳調書の元となるデータであり、数値道路データファイルとの参照整合性を担保して作成する。対象は区間マスタ、橋梁マスタ、トンネルマスタ、踏切マスタとする。
2. 図形要素から取得できる属性項目については、プログラム処理等により取り込む。
 3. 作成するデータは、論理チェックプログラム等により、参照整合性の点検を実施し、精度検証を実施する。
 4. 作成するマスタは、新規追加、修正、削除フラグを設定し、既存マスタとの関係性を考慮し作成する。
 5. ファイルフォーマットはCSV形式として文字コードはShift_JISとする。
 6. 属性項目の調査にあたっては、ちば情報マップや国の公開情報を有効に利用すること。

第2章 区間マスタ

(調査項目)

第2条 区間マスタは以下に掲げる項目を対象とする。

(1) 土木事務所コード

区 分	コード
千葉土木事務所	1
市原土木事務所	2
葛南土木事務所	3
東葛飾土木事務所	4
柏土木事務所	5
印旛土木事務所	6
成田土木事務所	7
香取土木事務所	8
海匝土木事務所	9
銚子土木事務所	10
山武土木事務所	11
長生土木事務所	12
夷隅土木事務所	13
安房土木事務所	14
君津土木事務所	15

※令和3年4月1日現在

(2) 市町村コード

総務省監修の市町村コード県コード+市町村コードを記入する。例：銚子市 12202

(3) 路線番号

種別+路線番号 (0 づめ)

区 分	コード
高速自動車国道	1
一般国道 (指定区間)	2
一般国道 (指定区間外) 県管理	3
主要地方道	4
一般県道	5
自転車道	6

(4) 図面番号

5 0 1 0 0



補正等により連番にできない時は枝番を使用する。

路線毎に起点側から 501 からの連番

(5) 区間番号

0 1 0 0



補正等により連番にできない時は枝番を使用する。

図面毎に起点側から連番とする

(6) 一般・有料区分

区 分	コード
無料	1
有料 (県)	2
有料 (公社)	3

(7) 現道・旧道区分

区 分	コード
現道	1
旧道	2
新道	3

(8) 路線分割

路線が行政界を出入りするときに起点から一連番号を付す。

(9) 重用路線番号

下位路線の場合、重用している上位路線番号を記入する。

(10) 区間種別

区 分	コード
道路	1
橋梁	2
トンネル	3
渡船	4
踏切（平面）	5
交差点（平面）	6
重用区間	7
未供用区間	8

(11) 路面種別

区 分	コード
砂利道	1
コンクリート道	2
高級アスファルト	3
簡易アスファルト	4

(12) 改良・未改良区分

区 分	コード
改良済	1
未改良	2

(13) 交差状況

区 分	コード
なし	1
立体交差（跨線）	2
立体交差（跨道）	3
平面交差	4

(14) 立体横断施設

区 分	コード
なし	0
横断歩道橋（階段式）	1
横断歩道橋（スロープ式）	2
横断歩道橋（押し上げ式）	3
地下横断歩道（階段式）	4
地下横断歩道（スロープ式）	5
地下横断歩道（押し上げ式）	6

(15) 歩道等種別（左） 歩道の種別をコードで記入

区 分	コード
なし	0
歩道	1
歩道＋自転車道	2
自転車歩行者道	3
歩道等（分離）	4

(16) 歩道構造等（左） 歩道の構造をコードで記入（歩車道間の構造）

区 分	コード
なし	0
フラット	1
マウンドアップ	2
ガードレール	3
植樹帯	4
その他	5

(17) 歩道植樹施設（左） 歩道内の植樹施設の状況をコードで記入

区 分	コード
なし	0
列状	1
帯状	2

(18) 歩道等種別（右） (15) と同じ

(19) 歩道構造等（右） (16) と同じ

(20) 歩道植樹施設（右） (17) と同じ

(21) 側溝種別 1（左） 側溝の種別をコードで記入

区 分	コード
なし	0
L型側溝	1
U字溝有蓋	2
U字溝無蓋	3
その他有蓋	4
その他無蓋	5

(22) 側溝種別 1 (右) (21) と同じ

(23) 側溝種別 2 (左) (21) と同じ

(24) 側溝種別 2 (右) (21) と同じ

(25) 自動車交通不能

区 分	コード
通行可能	1
4t 車 通行不可	2
2t 車 通行不可	3
未供用区間	4

(26) バス路線

区 分	コード
バス路線でない	0
バス路線である	1

(27) 交安指定路線

区 分	コード
公安指定路線ではない	0
公安指定路線である	1

※公安指定路線とは 公安委員会が法令に基づいて指定し、駐停車禁止や通行制限など特別な交通規制が適用される路線をいう。

(28) 緊急輸送路

区 分	コード
緊急輸送路でない	0
緊急輸送路である	1

大規模災害が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図るこ

とを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。

(29) 異常気象時規制区間

区 分	コード
異常気象時規制区間でない	0
異常気象時規制区間である	1

(30) 関東ローム地域

区 分	コード
関東ローム地域でない	0
関東ローム地域である	1

(31) 沿道状況

区 分	コード
DID 地域	1
その他市街地	2
平地	3
山地	4

DID 地域は国土交通省より公開されている。令和7年9月調べ

(32) 都計・市街化区分

区 分	コード
なし	0
都市計画街路	1
市街化地域	2

(33) 用途地域（左）

区 分	コード
なし	0
商業地域	1
工業地域	2
住宅地域	3
その他	4

(34) 用途地域（右） (33) と同じ

(35) 交通量調査区間番号 交通センサスで使用した区間番号を記入

(36) 告示年号 告示（供用開始）の年号をコードで記入

区 分	コード
明治以前（不明）	0
明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4
令和	5

(37) 告示年度 告示（供用開始）年度を和暦で記入

(38) 告示番号

(39) 告示分類 告示の分類をコードで記入

区 分	コード
告示必要あり未告示	1
告示必要あり告示	2
告示必要なし	3
台帳整備	4

① 告示必要あり未告示

未告示で整備された道路台帳は計上することができないため、未告示での道路台帳補正は実施しないこと。

② 告示必要あり告示

拡幅、新規供用の場合

③ 告示必要なし

既存道路用地内での改良工事等

④ 台帳整備

供用開始から時間経過して台帳整備する場合であっても対象となる告示を調査し記入する。従って、告示分類は2または3のみとなる。

(40) 曲線半径 数値 曲線半径が 30m 以下の場合に記入

(41) 縦断勾配 符号 縦断勾配が 8%以上の場合に記入

区 分	コード
プラス	1
マイナス	2

(42) 縦断勾配 数値	縦断勾配が 8%以上の場合の数値を記入
(43) 区間長	区間長を記入 (m 単位少数第 2 位まで)
(44) 幅員 車道	幅員を記入 (m 単位少数第 2 位まで)
(45) 幅員 中央帯	〃
(46) 幅員 路肩	〃
(47) 幅員 車道部	〃
(48) 幅員 歩道等 (左)	〃
(49) 幅員 歩道等 (右)	〃
(50) 幅員 植樹帯 (左)	〃
(51) 幅員 植樹帯 (右)	〃
(52) 幅員 環境施設帯 (左)	〃
(53) 幅員 環境施設帯 (右)	〃
(54) 幅員 道路部	〃
(55) 幅員 側溝 1 (左)	〃
(56) 幅員 側溝 1 (右)	〃
(57) 幅員 側溝 2 (左)	〃
(58) 幅員 側溝 2 (右)	〃
(59) 幅員 道路敷	〃
(60) 面積 車道	面積を記入 (m ² 単位少数第 4 位まで)
(61) 面積 中央帯	〃
(62) 面積 路肩	〃
(63) 面積 車道部	〃
(64) 面積 歩道 (左)	〃
(65) 面積 歩道 (右)	〃
(66) 面積 植樹帯 (左)	〃
(67) 面積 植樹帯 (右)	〃
(68) 面積 環境施設帯 (左)	〃
(69) 面積 環境施設帯 (右)	〃
(70) 面積 道路部	〃
(71) 面積 側溝 1 (左)	〃
(72) 面積 側溝 1 (右)	〃
(73) 面積 側溝 2 (左)	〃
(74) 面積 側溝 2 (右)	〃
(75) 面積 道路敷 (国有地)	〃
(76) 面積 道路敷 (地方公共団体有地)	〃
(77) 面積 道路敷 (民有地)	〃
(78) 面積 道路敷 (係数値)	〃

(79) 中央帯植樹施設

中央帯植樹施設の種別をコードで記入

区 分	コード
なし	0
列状	1
帯状	2

(80) 中央帯延長

延長を記入する (m 単位少数第 2 位まで)

(81) 歩道延長 (左)

〃

(82) 歩道延長 (右)

延長を記入する (m 単位少数第 2 位まで)

(83) 植樹延長 (左)

〃

(84) 植樹延長 (右)

〃

(85) 側溝 1 (左) 延長

〃

(86) 側溝 1 (右) 延長

〃

(87) 側溝 2 (左) 延長

〃

(88) 側溝 2 (右) 延長

〃

(89) 防護柵形式 分離帯用

防護柵形式をコードで記入

区 分	コード
なし	0
ガードレール	1
ガードパイプ	2
ガードフェンス	3
ガードロープ	4
その他 (駒止め)	5

(90) 防護柵形式 歩道・転落防止用 (左)

〃

(91) 防護柵形式 歩道・横断防止用 (左)

〃

(92) 防護柵形式 路側用 (左)

〃

(93) 防護柵形式 歩道・転落防止用 (右)

〃

(94) 防護柵形式 歩道・横断防止用 (右)

〃

(95) 防護柵形式 路側用 (右)

〃

(96) 防護柵延長 分離帯用

延長を記入 (m 単位少数第 2 位まで)

(97) 防護柵延長 歩道・転落防止用 (左)

〃

(98) 防護柵延長 歩道・横断防止用 (左)

〃

(99) 防護柵延長 路側用 (左)

〃

(100) 防護柵延長 歩道・転落防止用 (右)

〃

(101) 防護柵延長 歩道・横断防止用 (右)

〃

(102) 防護柵延長 路側用 (右)

〃

(103) 更新年月日

更新年月日を西暦で入力

(104) 更新理由

更新した理由をコードで記入

区 分	コード
管理区分の変更（直轄国道または市町村→県）	1
管理区分の変更（県→直轄国道または市町村）	2
管理区分の変更（県→廃道または農林道）	3
新設・改良	4
前年度数値ミス	5
台帳整備	6
数値に移動なし（主要地方道⇔一般県道）	7
数値に移動なし（県道⇔一般国道（県管理））	8
その他	9

(105) 敷地所有者コード

区 分	コード
国有地	1
地方団体有地	2
民有地	3
道路部面積に係数値を掛け合わせる場合	4

(106) 車線数

車線の数を記入。（右折車線、停車帯等の本線に含まれない車線は除く。）

(107) 個数判別（3カラム）橋梁・トンネル・踏切

区 分	コード
個数を都道府県界で数えるとき	001
〃 市町村界 〃	010
〃 自地域内 〃	100

(108) 構造物の整理番号 土木事務所コード

(109) 構造物の整理番号 路線番号

(110) 構造物の整理番号 連番

(111) 構造物の整理番号 枝番

(112) 自歩道区分

区 分	コード
なし	0

区 分	コード
自転車歩行者専用道路	1
自転車専用道路	2
歩行者専用道路	3

(113) ダブルウェイ区分

区 分	コード
ダブルウェイでない区間	0
ダブルウェイの上り区間	1
ダブルウェイの下り区間	2

(114) 登録時の 土木事務所コード

(115) 登録時の 市町村コード

(116) 登録時の 路線番号

(117) 登録時の 図面番号

(118) 登録時の 区間番号

(119) 区間番号 主番号

区間番号（ティック番号）の主番号

(120) 区間番号 従番号

区間番号（ティック番号）の従番号

(121) 区間番号 親番号

区間番号（ティック番号）の親番号

(122) 区間番号 枝番号

区間番号（ティック番号）の枝番号

(123) ファイル名称

路線番号+現道・旧道・新道区分+有料・一般区分+図面番号

(124) 削除フラグ

NULLに固定

(125) 最終更新日時

作業工期

(126) 更新者
作業会社名

(127) 修正区分

区 分	コード
新規	1
修正	2
削除	3

削除データの場合は、(1) 土木事務所コード (2) 市町村コード (3) 路線番号
(4) 図面番号 (5) 区間番号 (6) 一般・有料区分 (7) 現道・旧道区分 (8) 路線
分割および (1 2 7) 修正区分とする。

第3章 橋梁マスタ

(趣旨)

第3条 道路台帳では橋長 2m 以上を橋とする。また、橋長 15.0m以上（実長 14.5m以上）の橋梁は重要橋梁とする。

2. BOX カルバートは土被りが 1m 未満のものでかつ、橋長（内径）が 2m 以上のものを橋梁とする。

(調査項目)

第4条 橋梁マスタは以下に掲げる項目を対象とする。

- (1) 整理番号 土木事務所コード（区間マスタ参照）
- (2) " 路線番号（区間マスタ参照）
- (3) " 連番
- (4) " 枝番

土木事務所コード－路線番号－連番－枝番

連番は路線起点からの連番

枝番は初期整備の後、間に橋梁は架設された場合に使用する。

- (5) 市町村コード（区間マスタ参照）
- (6) 図面番号（区間マスタ参照）
- (7) 区間番号（区間マスタ参照）

- (8) 一般・有料区分

区 分	コード
無料	1
有料（県）	2
有料（公社）	3
独立専用自歩道	4

- (9) 現道・旧道区分

区 分	コード
現道	1
旧道	2
新道	3

(10) 路線分割

路線が行政界を出入りするときに起点から一連番号を付す。

(11) 橋梁種別

区 分	コード
橋（一般橋）	1
橋（溝橋 カルバート含む）	2
橋（跨道橋・跨線橋）	3
高架橋	4
栈道橋	5

(12) 橋梁番号

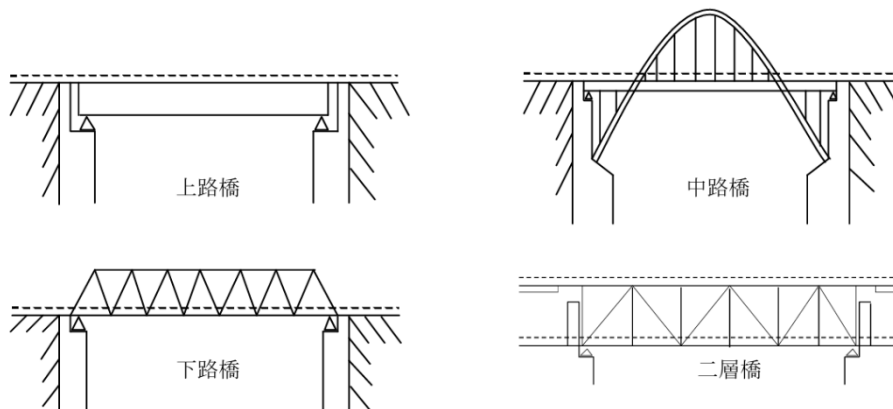
道路施設現況調査に使用する番号

(13) 分割番号

橋梁が1箇所において自動車専用橋、自転車歩行者専用橋別、または、上下線別に分離して架設されている場合にのみ記入する。専用別に分離されている場合は、自動車専用橋、自転車歩行者専用橋の順序で一連番号を付す。同種の橋梁で上下線に分離している場合は、橋長の長い方、短い方の順序で一連番号を付す。橋長が同じ場合は、起点から終点方向から順に付す。

(14) 路面位置

区 分	コード
上路橋	1
中路橋	2
下路橋	3
二層橋	4



(15) 上部工（構造形式）

上部工構造形式について以下のコードを記入する。

区 分		コード
大 分 類	小 分 類	
床版橋		10
桁橋		20
〃	I 桁	21
〃	I 桁（合成）	22
〃	H 桁	23
〃	H 桁（合成）	24
〃	箱桁	25
〃	箱桁（合成）	26
〃	T 桁	27
トラス橋		30
アーチ橋		40
〃	アーチ	41
〃	ランガー	42
〃	ローゼ	43
ラーメン橋		50
斜張橋		60
〃	I 桁	61
〃	箱桁	62
〃	トラス	63
吊橋		70
〃	I 桁	71
〃	箱桁	72
〃	トラス	73

(16) 上部工（使用材料）

上部工の使用材料について該当するコードを記入する。

区 分	コード
鋼橋	1
RC 橋	2
PC 橋	3
石橋	4
木橋	5
鋼と RC（PC）橋との混合橋	6

区 分	コード
その他	7

(17) 上部工（床版材料）

区 分	コード
鋼系	1
コンクリート系	2
その他	3

(18) 下部工基礎

主橋部を支える下部工の基礎について、次の区分で記入する。なお、両側で基礎構造が異なる場合は、根入の深いほうを記入する。

区 分	コード
直接基礎	1
オープンケーソン	2
ニューマチックケーソン	3
場所打ちぐい	4
既成 鋼ぐい	5
既成 RC ぐい	6
既成 PC ぐい	7
木ぐい	8

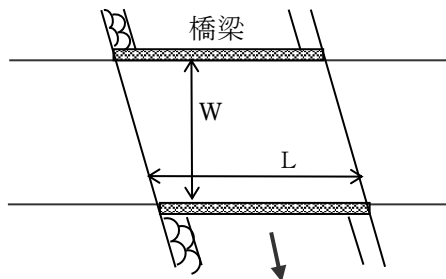
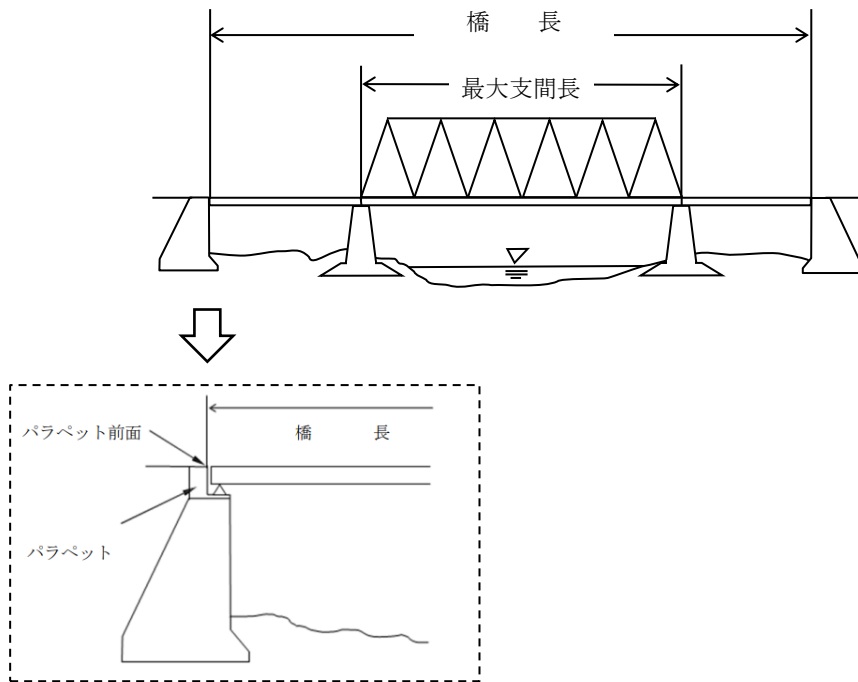
(19) 建設年次

区 分	コード
明治以前	0
明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4
令和	5

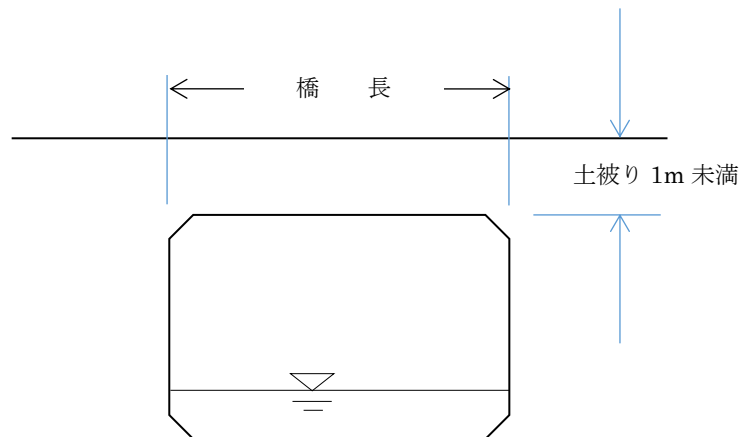
例 令和4年架設の場合 504（1バイト目が年号コード）

(20) 橋長

橋台間のパラペット前面からの距離



溝橋（カルバート）は土被りが 1.0m 未満のものとし、橋長は内空を記入する。



(21) 最大支間長

(22) 径間数

橋梁種別が 1～3（橋）である場合に記入、高架橋、栈道橋の場合は未記入とする。

(23) 幅員構成 有効幅員

(24) " 車道

(25) " 歩道等

(26) " 中央帯

(27) " 路肩

(28) 適用示方書類（橋長 14.5m 以上）

- ・ 設計または、施工したときの適用示方書類を記入する。
- ・ 頭 1 桁は年号コード
- ・ 適用示方書類によらないで、設計または施工されたもの（木橋、つり橋等）については 999 を記入する。この場合「橋格」は記入不要
- ・ 旧橋を撤去せずに部分的に架替等を行った場合は、当初架設時のものを記入する。

区 分	コード
大正 15 年示方書	215
昭和 14 年示方書	314
昭和 31 年示方書	331
昭和 39 年示方書	339
一方鉄筋コンクリート床版の配分鉄筋の設計について	342
昭和 47 年示方書	347
特定の路線にかかる橋、高価の道路橋の技術基準	348
昭和 53 年示方書	353
昭和 55 年示方書	355
平成 2 年示方書	402
平成 6 年示方書	406
平成 8 年示方書	408
平成 13 年示方書	413
平成 24 年示方書	424
平成 29 年示方書	429
なし	999

※出典：橋梁点検ハンドブック

※最新の動向により適宜更新する。（令和 8 年 1 月現在）

主な改訂内容

年次	主な内容
昭和 47 年	それまで複数存在していた示方書や指針類を統合し、「道路橋示方書 I 共通編、II 鋼橋編」を制定
昭和 53 年	「道路橋示方書 III コンクリート橋編」を制定
昭和 55 年	「道路橋示方書 IV 下部構造編、V 耐震設計編」を制定、「道路橋示方書 I 共通編、II 鋼橋編」を改定
平成 2 年	耐震設計法の充実（保有水平耐力照査法の規定）
平成 6 年	車両大型化対応（設計自動車荷重 2.5 トン） 大型車の交通状況に応じた 2 種類の活荷重を導入（A 活荷重、B 活荷重）
平成 8 年	兵庫県南部地震を契機とする耐震設計の強化
平成 13 年	性能規定化型への転換 疲労、塩害に対する耐久性能の考え方を導入
平成 24 年	東北地方太平洋沖地震を契機とする設計地震動の見直し 構造設計上の維持管理への配慮事項を規定（具体的な方法についての規定なし）
平成 29 年	多様な構造や新材料に対応する設計手法の導入（橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入） 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実（設計供用期間 100 年を標準とし、点検頻度や手法、補修や部材交換方法等、維持管理の方法を設計時点で考慮。耐久性確保の具体的方法を規定） その他の改定（熊本地震を踏まえた対応等）

※令和 8 年 1 月現在

(29) 橋格（橋長 14.5m 以上）

区 分	コード
1 等級	1
2 等級	2
3 等級	3
なし	9

自転車歩行者道専用橋を既設橋と離れて設ける際に、示方書により設計または施工した場合は 9 を記入する。

(30) 現況

調査時点における現況について以下のコードを記入する。

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

(31) 他域橋長 市町村コード

(32) 〃 道路種別

- (33) // 路線番号
- (34) // 現道・旧道区分
- (35) // 路線分割
- (36) // 橋長

当該橋梁が市区町村界（都道府県界と重複している場合も同様に取り扱う）に架設されている場合のみ他の市区町村域に関する事項を記入する。

- (37) 橋梁接続 起点側 市町村コード
- (38) // // 道路種別
- (39) // // 橋梁番号
- (40) // // 分割番号
- (41) // 終点側 市町村コード
- (42) // // 道路種別
- (43) // // 橋梁番号
- (44) // // 分割番号

- (45) 橋梁名称
橋梁の名称を記入する。

- (46) 所在地 起点
- (47) // 終点

- (48) 路面種別

区 分	コード
コンクリート	1
アスファルト系	2
砂利道	3
木系	4
石系	5
その他	6

- (49) 面積
㎡単位、4桁

(50) 橋種

区 分	コード
永久橋	1
石橋	2
木橋	3
混合橋	4

(51) 形式

区 分			コード
大 分 類	小 分 類	記号	
鋼	桁橋	Sg	1
	トラス橋	St	2
	アーチ橋	Sa	3
	ラーメン橋	Sr	4
	ランガー橋	Sl	5
	ローゼ橋	Slo	6
	吊橋（補強桁が鋼材のもの）	Sus	7
コンクリート	床版橋（または桁橋）	Kb	8
	アーチ橋	Ka	9
	ラーメン橋	Kr	10
プレストレスト	床版橋（または桁橋）	Pb	11
	ラーメン橋	Pr	12
石	石版橋（または桁橋）	Mb	13
	アーチ橋	Ma	14
木	桁橋	Wb	15
	トラス橋	Wt	16
	吊橋（補強材が木材のもの）	Suw	17

(52) 耐荷荷重（橋長 14.5m 以上）

t 単位で記入する。

(53) 落橋防止装置の有無

区 分	コード
なし	0
あり	1

- (54) 登録時の整理番号 土木事務所コード
- (55) 登録時の整理番号 路線番号
- (56) 登録時の整理番号 連番
- (57) 登録時の整理番号 枝番

(58) 削除フラグ
NULLに固定

(59) 最終更新日時
作業工期

(60) 更新者
作業会社名

(61) 修正区分

区 分	コード
新規	1
修正	2
削除	3

削除データの場合、(1) 土木事務所コード (2) 路線番号 (3) 連番 (4) 枝番
(5) 市町村コード (6) 図面番号 (7) 区間番号 (8) 一般・有料区分 (9) 現道・
旧道区分 (10) 路線分割 (45) 橋梁名称および (61) 修正区分とする。

第4章 トンネルマスタ

(趣旨)

第5条 トンネルとして対象とするのは、山腹・台地・地下・水底等自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路物とする。

2. 立体横断施設としての、地下横断歩道・ボックスカルバート・ロックシェッド・スノーシェッド・ルーバ型抗門・突出型抗門等はトンネルに含まない。

(調査項目)

第6条 トンネルマスタは以下に掲げる項目を対象とする。

- (1) 整理番号 土木事務所コード (区間マスタ参照)
- (2) " 路線番号 (区間マスタ参照)
- (3) " 連番
- (4) " 枝番

土木事務所コード－路線番号－連番－枝番

連番は路線起点からの連番

枝番は初期整備の後、間に橋梁は架設された場合に使用する。

- (5) 市町村コード (区間マスタ参照)
- (6) 図面番号 (区間マスタ参照)
- (7) 区間番号 (区間マスタ参照)

- (8) 一般・有料区分

区 分	コード
無料	1
有料 (県)	2
有料 (公社)	3
独立専用自歩道	4

- (9) 現道・旧道区分

区 分	コード
現道	1
旧道	2
新道	3

(10) 路線分割

路線が行政界を出入りするときに起点から一連番号を付す。

(11) トンネル番号

道路施設現況調査に使用する番号

(12) 分割番号

トンネルが1箇所において自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネルの別、上下線別に分離して設けられている場合にのみ記入する。

記入の方法は、専用別に分離している場合は自動車専用トンネル、自動車歩行者専用トンネルの順序で一連番号を記入する。同種のトンネルで上下線に分離している場合は、延長の長い方、短い方の順序で一連番号を記入する。延長が同じ場合は、起点から終点方向から順に付す。

(13) トンネル分類

区 分	コード
陸上トンネル（掘進工法）	1
陸上トンネル（開削工法）	2
陸上トンネル（その他）	3
水底トンネル（掘進工法）	4
水底トンネル（沈埋工法）	5
水底トンネル（開削工法）	6
水底トンネル（その他）	7

水底トンネルとは、海、湖沼および河川に設けられたものをいう。シールド工法は、掘進工法として取り扱うこと。

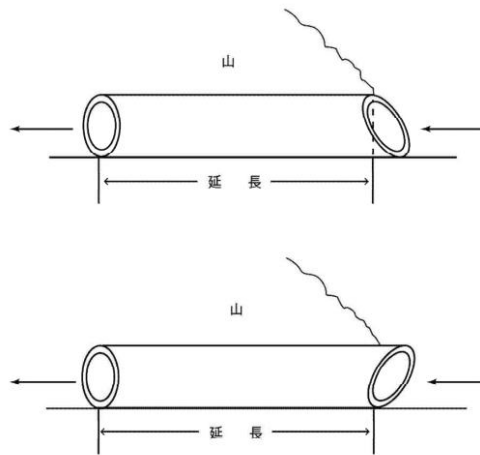
(14) 建設年次

区 分	コード
明治以前	0
明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4
令和	5

例 令和4年架設の場合 504（1バイト目が年号コード）

(15) 延長

延長は坑口から坑口までの延長とする。



(16) 幅員 有効幅員

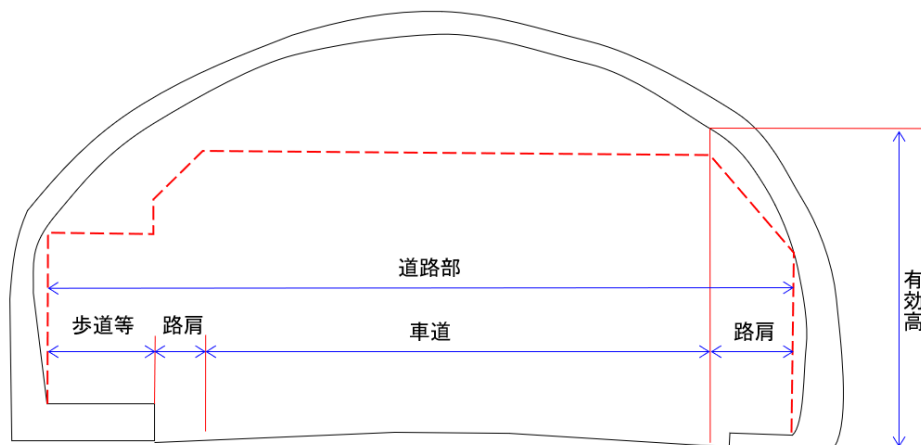
(17) 幅員 車道

(18) 幅員 歩道等

(19) 幅員 路肩

(20) 有効高

車道幅員が明確でない場合は、車道と同一平面の路肩部分のうち、片側 25cm 計 50cm を差し引いたものを車道幅員とする。



(21) 壁面区分

区 分	コード
内装なし (素掘)	1
内装なし (吹付)	2

区 分	コード
内装なし（覆工）	3
内装あり（ブロック張り工法）	4
内装あり（パネル張り工法）	5
内装あり（タイル張り工法）	6
内装あり（その他）	7

- ・ 素掘とは、掘削後地肌のままの状態のものをいう。
- ・ 吹付とは、地肌をセメント、モルタル等を材料として吹付工法により被覆しているものをいう。
- ・ 覆工とは、地肌を被覆しているもので、吹付工法によらないものをいう。

(22) 路面区分

区 分	コード
未舗装道路	1
舗装道（コンクリート系）	2
舗装道（アスファルト系）	3

(23) 内部施設 換気施設

区 分	コード
換気施設なし	1
機械換気縦流式（噴流式）	2
機械換気縦流式（立坑式）	3
機械換気縦流式（その他）	4
機械換気半横流式	5
機械換気横流式	6
機械換気その他	7

(24) 内部施設 照明施設

区 分	コード
照明施設なし	1
ナトリウム灯	2
蛍光灯	3
水銀灯	4
その他	5
上記各種併用	6

(25) 内部施設 非常用施設 通報装置

区 分	コード
通報装置なし	1
A 押ボタン式通報装置	2
B 非常電話	3
C 自動通報装置	4
A と B を併用	5
A と C を併用	6
B と C を併用	7
ABC を併用	8

(26) 内部施設 非常用施設 非常用警報装置

区 分	コード
非常警報装置なし	1
A 警報表示板	2
B 点滅燈（警報燈）	3
C 音信号発生機	4
A と B を併用	5
A と C を併用	6
B と C を併用	7
ABC を併用	8

(27) 内部施設 非常用施設 消化設備

区 分	コード
消化施設なし	1
A 消火機	2
B 消火栓	3
A と B を併用	4

(28) 内部施設 非常用施設 その他設備

区 分	コード
その他施設なし	1
A 自動水噴霧装置	2
B 避難および誘導施設	3
C 非常用電源設備	4
A と B を併設	5

区 分	コード
A と C を併設	6
B と C を併設	7
ABC を併設	8

(29) 内部施設 非常用施設 給水栓

区 分	コード
給水設備なし	1
給水設備あり	2

(30) 内部施設 非常用施設 その他諸設備

区 分	コード
その他施設なし	1
A 自動水噴霧装置	2
B 避難および誘導施設	3
C 非常用電源設備	4
A と B を併設	5
A と C を併設	6
B と C を併設	7
ABC を併設	8

(31) 内部施設 排水施設

区 分	コード
素掘	1
U 字溝	2
L 字溝	3

(32) 現況

区 分	コード
自動車通行不能	1
通行規制あり	2
通行規制なし	3

(33) 他域延長 市町村コード

(34) 他域延長 道路種別

(35) 他域延長 路線番号

(36) 他域延長 現道・旧道区分

(37) 他域延長 路線分割

(38) 他域延長 延長

トンネルが市区町村界（都道府県界と重複している場合も同様に取り扱う）に設けられている場合のみ他の市区町村域に関する事項を記入する。なお、3市区町村以上にわたって存在する場合の、中間市区町村に係る分の取り扱いについては、起終点両側の市区町村において折半するものとする。

(39) トンネル名称

トンネルの名称を記入する。

(40) 所在地

所在地番（市区町村名は除く）を記入する。

(41) 形状（拱）

区 分	コード
アーチ	1
ボックス	2

(42) 工法（拱）

区 分	コード
掘進	1
開削	2

(43) 特車許可判定高（1）

(44) 特車許可判定高（2）

(45) 特車許可判定高（3）

(46) 特車許可判定高（4）

特殊車両の通行可否を判定する高さを記入する。

(47) 面積

m²単位、4桁

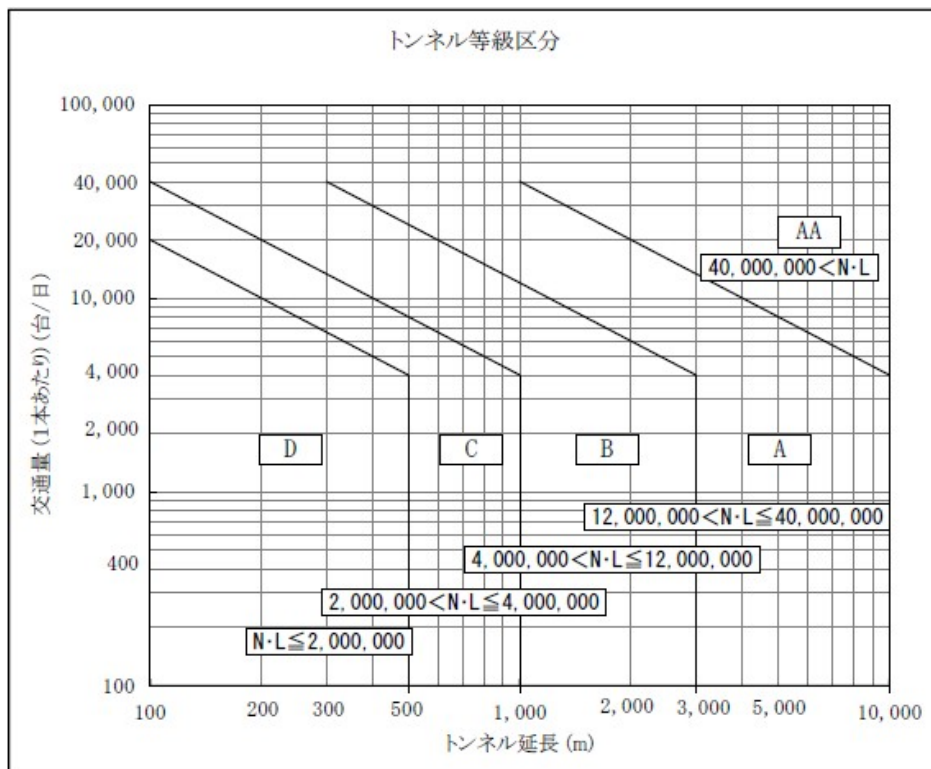
(48) 日交通量

1日（24時間）に通行する車両の数を記入する。

(49) トンネル等級

区 分	コード
AA	1
A	2
B	3
C	4
D	5
なし、不明	9

トンネル延長 = L ・ 設計日交通量 = N の交点でトンネル等級を決定する。



(50) 登録時の整理番号 土木事務所コード

(51) 登録時の整理番号 路線番号

(52) 登録時の整理番号 連番

(53) 登録時の整理番号 枝番

(54) 削除フラグ

NULL に固定

(55) 最終更新日時

作業工期

(56) 更新者
作業会社名

(57) 修正区分

区 分	コード
新規	1
修正	2
削除	3

削除データの場合、(1) 土木事務所コード (2) 路線番号 (3) 連番 (4) 枝番
(5) 市町村コード (6) 図面番号 (7) 区間番号 (8) 一般・有料区分 (9) 現道・
旧道区分 (10) 路線分割 (11) トンネル番号 (39) 橋梁名称および (61) 修正
区分とする。

第5章 踏切マスタ

(趣旨)

第7条 踏切とは道路と鉄道とが平面で交差している部分をいう。なお、鉄道とは、鉄道事業法による鉄道(特殊鉄道を除く普通鉄道・専用鉄道に限る)及び軌道法による新設軌道をいう。

(調査項目)

第8条 踏切マスタは以下に掲げる項目を対象とする。

- (1) 整理番号 土木事務所コード (区間マスタ参照)
- (2) " 路線番号 (区間マスタ参照)
- (3) " 連番
- (4) " 枝番

土木事務所コード-路線番号-連番-枝番

連番は路線起点からの連番

枝番は初期整備の後、間に橋梁は架設された場合に使用する。

- (5) 市町村コード (区間マスタ参照)
- (6) 図面番号 (区間マスタ参照)
- (7) 区間番号 (区間マスタ参照)

- (8) 一般・有料区分

区 分	コード
無料	1
有料 (県)	2
有料 (公社)	3
独立専用自歩道	4

- (9) 現道・旧道区分

区 分	コード
現道	1
旧道	2
新道	3

(10) 路線分割

路線が行政界を出入りするときに起点から一連番号を付す。

(11) 踏切道番号

道路施設現況調査に使用する番号

(12) 鉄道事業者名 事業者コードを記入

(13) 鉄道線名 路線コードを記入

事業者名	路線名	事業者コード	路線コード
JR 東日本	総武本線	2101	113
JR 東日本	成田線	2101	114
JR 東日本	外房線	2101	115
JR 東日本	内房線	2101	116
JR 東日本	東金線	2101	117
JR 東日本	久留里線	2101	118
JR 東日本	京葉線	2101	119
JR 東日本	武蔵野線	2101	120
JR 東日本	常磐線（千葉県区間）	2101	121
京成電鉄	京成本線	2201	301
京成電鉄	千葉線	2201	302
京成電鉄	千原線	2201	303
京成電鉄	成田空港線	2201	304
新京成電鉄	新京成線	2202	311
北総鉄道	北総線	2203	321
東葉高速鉄道	東葉高速線	2204	331
千葉都市モノレール	1号線	2205	341
千葉都市モノレール	2号線	2205	342
流鉄	流山線	2206	351
小湊鉄道	小湊鉄道線	2207	361
いすみ鉄道	いすみ線	2208	371
銚子電気鉄道	銚子電鉄線	2209	381
山万	ユーカリが丘線	2210	391
芝山鉄道	芝山鉄道線	2211	401

※令和8年1月現在

(14) 単複線区分

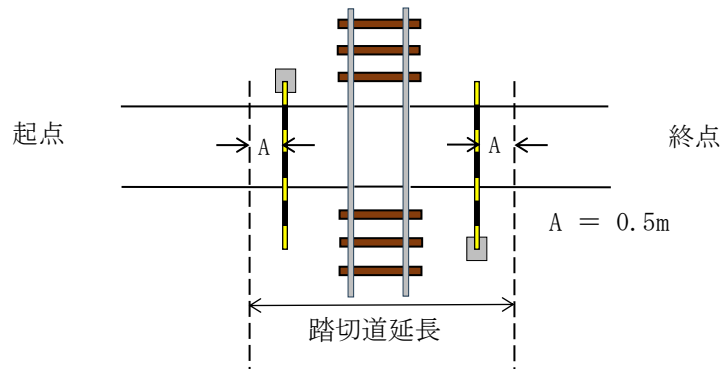
区 分	コード
単線	1
単線以外	2

(15) 踏切道種別

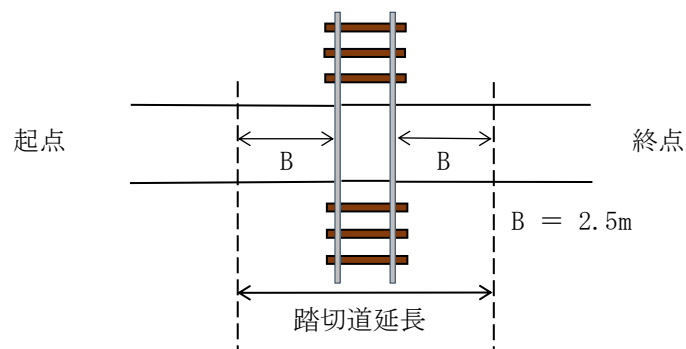
区 分	説 明	コード
第一種踏切道	遮断機あり＋警報機あり。最も一般的で安全性が高い踏切。	1
第二種踏切道	遮断機あり＋警報機あり。ただし、操作は手動で行われる。現在ほぼ存在しない。	2
第三種踏切道	遮断機なし＋警報機あり。現在はほとんど存在せず廃止傾向。	3
第四種踏切道	遮断機なし＋警報機なし。農道や林道など通行量が極めて少ない場所に設置される。	4

(16) 延長

- ① 踏切遮断機等、踏切施設がある場合、当該施設の外側 0.5m の線間。



- ② 踏切施設がない場合、最外側軌条の内側より 2.5m 外側の線間。



- (17) 幅員 道路部 m単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで記入する。
 (18) 幅員 車道 //
- (19) 幅員 歩道等 //
- (20) 幅員 路肩 //
- (21) 歩道等施設

区 分	コード
歩車道区分なし	1
平面交差で歩車道分離	2
横断歩道橋（階段式）	3
横断歩道橋（スロープ式）	4
横断歩道橋（押上げ式）	5
地下横断歩道（階段式）	6
地下横断歩道（スロープ式）	7
地下横断歩道（押上げ式）	8
歩道等のみ平面交差	9

- (22) 対道路幅員差 起点 符号

区 分	コード
+（プラス）	1
-（マイナス）	2

- (23) 対道路幅員差 起点 数値

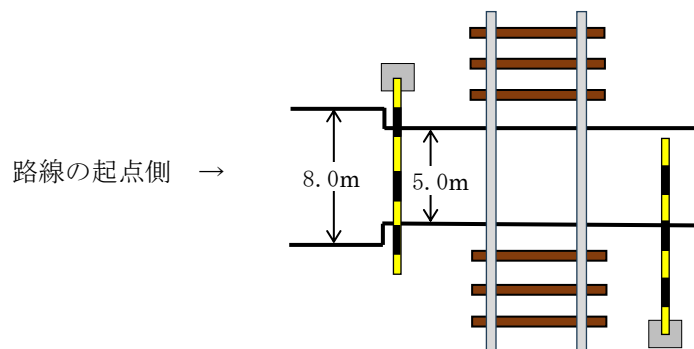
m単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで記入する。

- (24) 対道路幅員差 終点 符号 第2章第2条（15）と同じ

- (25) 対道路幅員差 終点 数値 第2章第2条（15）と同じ

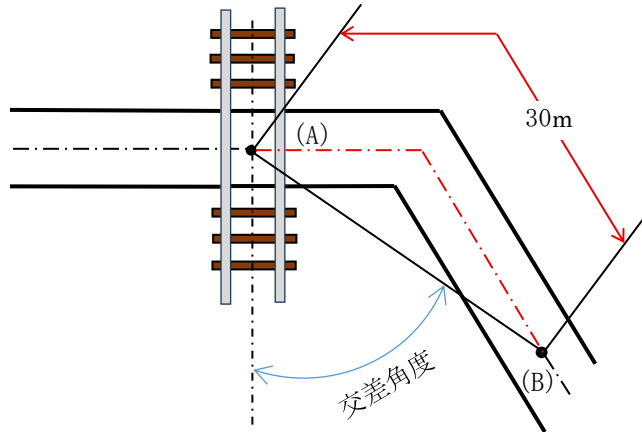
踏切道から見て、取付道路（道路部）に対する幅員差を起点側、終点側別に記入する。

例) 踏切道幅員 (5.0m) - 道路幅員 (8.0m) = -3.0m



(26) 交差角度

踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点 (A) と、(A) から外方道路の中心線上 30m の地点 (B) を線で結び、その線と最縁端軌道の中心線との交差角度を記入する。



- ① 路線の起終点が袋小路等により 30m 未満の場合は、路線の起終点からの交差角度とする。
- ② 直角に交差する場合は「90」とする。
- ③ 交差角度が起点側と終点側で異なる場合は、狭い角度とする。

(27) 道路勾配 起点 符号

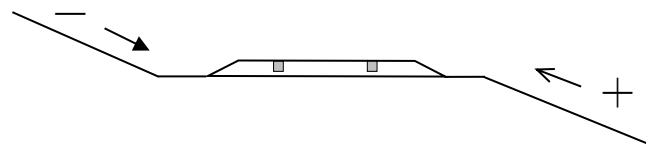
区 分	コード
+ (プラス)	1
- (マイナス)	2

(28) 道路勾配 起点 数値 m単位で小数点以下 2 位を四捨五入して 1 位まで記入する。

(29) 道路勾配 終点 符号 第 2 章第 2 条 (15) と同じ

(30) 道路勾配 終点 数値 第 2 章第 2 条 (15) と同じ

踏切道に向かって上りを+下りを-とし、起点側、終点側別にパーセント単位で記入する。勾配は踏切道端から道路の中心線上 30m の地点とする。



(31) 路面区分

区 分	コード
未舗装道	1
舗装道（コンクリート系）	2
舗装道（アスファルト系）	3
舗装道（木系）	4
舗装道（石系）	5
舗装道（その他）	6

(32) 見通し距離 起点 左

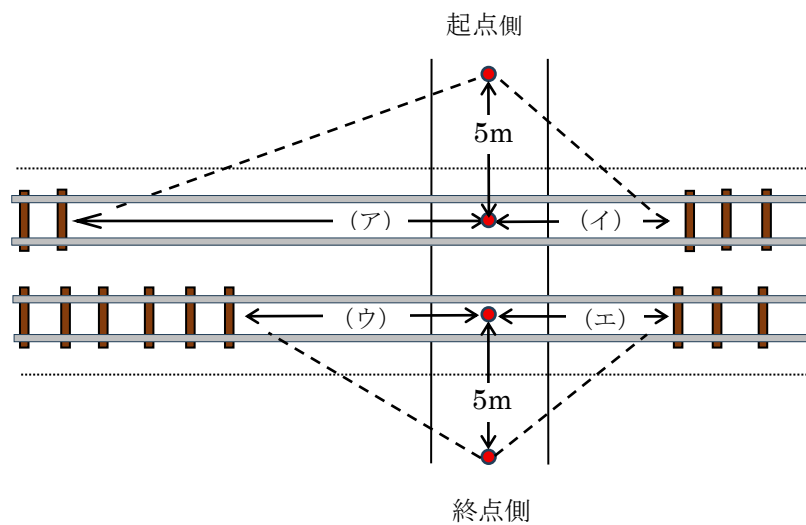
(33) 見通し距離 起点 右

(34) 見通し距離 終点 左

(35) 見通し距離 終点 右

区 分	コード
50m 未満	1
100m 未満	2
150m 未満	3
200m 未満	4
250m 未満	5
300m 未満	6
300m 以上	7

踏切道における最縁端軌道の中心線と、道路の中心線との交点から軌道の外方道路の中心線上 5m の地点における 1.2m の高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さを記入する。（50m単位で計測しコードを記入。）



(36) 道路交差点距離 起点

(37) 道路交差点距離 終点

踏切道の起終点から 50m 以内にある道路交差点（立体交差を除く。）を対象とし、起点側、終点側別に踏切道の起点（終点）から道路交差点の中心点までの距離を記入する。踏切道の起終点から 50m 以内に対象道路交差点がない場合は NULL。

(38) 遮断時間

調査期日における列車の通行により、道路交通が遮断される時間を入力する。遮断時間は 1 日に生ずる時間とし、分単位で入力する。

遮断時間は測定値を原則とするが、実測が困難な場合には、次式により算出する。

$$\text{(算出式)} \quad 1 \text{ 日の列車通行回数} \times 1 \text{ 分} = \text{遮断時間}$$

(39) 踏切道名称

踏切の名称を記入する。

(40) 所在地

所在地番（市区町村名は除く）を記入する。

(41) 交差の方法

区 分	コード
跨道	1
跨線	2
平面交差	3

※平面交差を踏切の対象としていることから 1、2 はない。

(42) 有効高

m 単位で少数第 1 位まで記入。（高さ制限が無い場合には 999 を記入。）

(43) 道路部面積

m² 単位で少数第 4 位まで記入。

(44) 登録時の整理番号 土木事務所コード

(45) 登録時の整理番号 路線番号

(46) 登録時の整理番号 整理番号

(47) 登録時の整理番号 分割番号

(48) 削除フラグ

NULL に固定

(49) 最終更新日時

作業工期

(50) 更新者

作業会社名

(51) 修正区分

区 分	コード
新規	1
修正	2
削除	3

削除データの場合、(1) 土木事務所コード (2) 路線番号 (3) 連番 (4) 枝番
(5) 市町村コード (6) 図面番号 (7) 区間番号 (8) 一般・有料区分 (9) 現道・
旧道区分 (10) 路線分割 (11) 踏切道番号 (39) 踏切道名称および (51) 修正
区分とする。